

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月26日

国立大学法人長崎大学長

永 安 武

1 工事概要

- (1) 工 事 名 長崎大学（文教町2）地域中核イノベーションハブ施設（仮称）新営工事
- (2) 工事場所 長崎県長崎市文教町1番14号（長崎大学文教町2団地構内）
- (3) 工事内容 本工事は、地域中核イノベーションハブ施設（仮称）（S2 430㎡）の新営の性能発注を行うもの。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和7年2月28日（金）まで
- (5) 本工事は、工事の目的物の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式による工事（設計、法令に基づく申請及び施工を一貫して行う）である。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

2 競争参加資格

- (1) 入札参加希望者は、以下の基本的要件を満たすこと。
 - ①入札参加希望者は、単独企業または複数の者で構成するグループ（以下、「設計施工共同企業体」という。）であること。
 - ②入札参加希望者は、本工事の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、設計施工共同企業体で参加する場合には、申請書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うとともに、大学との対応窓口となること。
 - ③設計施工共同企業体で申し込む場合の代表企業は、施工企業が担当する者とし、施工企業が共同企業体の場合にあつては、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とする。
- (2) 入札参加希望者に共通の参加資格要件

入札参加希望者のうち設計、施工の業務に当たるものは、それぞれ次の要件を満たすこと。

- ① 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- ② 設計施工共同企業体の構成員は、他の設計施工共同企業体の構成員でないこと。
- ③ 総合評価の評価項目に示す欠格に該当しないこと（入札説明書参照）。

(3) 入札参加希望者の資格等要件

入札参加希望者のうち設計、施工の業務に当たるものは、それぞれの次の要件を満たすこと。

- ① 設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決）第1章第4条で定めるところにより格付けした令和5・6年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格において、「建築関係設計・施工管理業務（建築のみ）」の認定を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）①アの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

エ 次に掲げる基準を満たす設計担当の技術者を当該業務に専任で配置出来ること。

- a 総括技術者にあっては一級建築士の資格を有する者であること。
- b 建築（意匠）担当主任技術者及び建築（構造）担当主任技術者にあっては一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
- c 総括技術者、建築（意匠）担当主任技術者、建築（構造）担当主任技術者、電気担当主任技術者及び機械担当主任技術者を各1名ずつ配置できること。ただし、総括技術者は建築（意匠）分野に限り主任技術者と兼務することができる。また、これらの者については、下記に示す同種業務の実績を有すること。

「平成21年度以降における、S造、RC造又はSRC造地上2階建て以上かつ延べ面積200㎡以上の事務所又は庁舎の新営工事に係る実施設計を行った実績」

- d 配置予定の設計担当の技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示する。

- e 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は長崎大学から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知) (以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ② 施工に当たる者は次の要件を満たすこと。
- ア 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決)第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和5・6年度の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書)が、A、B又はC等級の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- イ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)①アの再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ウ 平成21年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したS造、RC造又はSRC造地上2階建て以上かつ延べ面積200㎡以上の事務所又は庁舎の新営工事を行った施工実績を有すること。
(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
(当該工事の配置予定技術者は、専任を必要とする。)
- a 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- b 上記2(3)②ウと同等以上の実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
- c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- d 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- e 経常建設共同企業体の場合の上記2(3)②エbただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記2(3)②エaに定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。
- f 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は長崎

大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

g 工事成績相互利用登録発注機関が発注した建築一式工事のうち、令和4年度以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の各年度の平均が2年連続65点未満でないこと。

- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
- (5) 全国に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。
- (7) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」、工事における「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の（イ）、（ロ）の要件に該当する者のうち、下記3（2）③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

（イ）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（ロ）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② 上記3（1）①において、評価値の最も高い値が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点、「加算点」を最高10点（施工10点）とする。

② 「加算点」の算出方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記3（3）①及び②の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記3（2）②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による）。

- ① 企業の技術力
 - ・企業の施工能力
 - ・配置予定技術者の能力
- ② 企業の信頼性・社会性
 - ・法令順守（コンプライアンス）
 - ・地域精通度
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒852-8521 長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学施設部施設企画課施設企画班

電話 095-819-2175（直通）

FAX 095-819-2133

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年4月26日（金）から令和6年5月16日（木）12時まで

入札公告時の関係資料（入札説明書等）の交付は、長崎大学ホームページ

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/info/procurement/construction/index.html>

からのダウンロード配布のみとする。入札説明書等の交付に当たっては無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和6年4月26日（金）から令和6年5月16日（木）12時まで

上記4（1）に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）による。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和6年6月3日（月）9時00分から令和6年6月4日（火）12時00分までに、電子入札システムにより、

提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は上記4（1）に持参すること（郵送による提出は認めない。）。

開札は、令和6年6月5日（水）9時30分長崎大学施設部内会議室において行う。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除。
 - ② 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法

国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)と同じ。
- (7) 一般競争参加資格を有していない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (8) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (9) 手続における交渉の有無 無
- (10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (11) 詳細は入札説明書による。